

## 中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、地球温暖化対策、森林の多面的機能の向上及び、木材関連事業の活性化に寄与するため、薪等を燃料として使用する薪ストーブ及びペレットストーブ（以下「薪ストーブ等」という。）で、町内の住居又は施設に固定して設置する購入費用に対して、予算の範囲内において購入費用の一部を補助することについて、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱における次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 薪等とは、燃料として用意された木（枝を含む。）、木材、木材の廃材をいう。
- (2) ペレットとは、木材のおがくずに圧力を加え固めた粒状ものをいう。
- (3) 薪ストーブとは、薪等を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。
- (4) ペレットストーブとは、ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。

### (補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えている者で、当該補助金の交付を3年度分受けていない者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住する個人で、適正に維持管理できる者
- (2) 町内に本店、営業所又は事業所を有する法人等で、営業時間に無人とならないスペースにおいて、適正に維持管理できる者（薪ストーブ等の流通、販売等を取扱う者を除く。）
- (3) 町税及び使用料等を完納していること。

### (補助対象者の責務)

**第4条** 補助対象者は、次に掲げる要件に取組、町内民有林の積極的な活用に努めなければならない。

- (1) 間伐を推進し、森林環境整備のボランティア活動に参加すること。
- (2) 放置されたままの間伐材の処理、利用を行うこと。
- (3) 町が推進する木質バイオマス事業への協力を行うこと。

2 補助対象者は、設置が完了した年度の翌年度から6年以上、薪ストーブ等を使用しなければならない。

(補助対象経費)

**第5条** 補助の対象となる経費は、1基の購入価格が50,000円（消費税抜き）以上となる薪ストーブ等（本体価格及び煙突代に限る。）とする。

(補助金の額及び補助対象基数)

**第6条** 補助金の額等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の額は、中之条町に事業所登録している業者（以下「町内業者」という。）から購入又は町内業者に発注した場合は、薪ストーブ等1基につき購入価格の2分の1（千円未満の端数は切捨て）とし、その上限額を160,000円とする。ただし、中之条町に事業所登録していない業者（以下「町外業者」という。）から購入、又は町外業者に発注した場合は、町内業者の2分の1の額とする。

(2) 1回に申請できる補助対象基数は、1者あたり1基とする。

(申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(2) 設置機種のカatalogの写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

**第8条** 町長は、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可否を決定する。

(完了届並びに補助金の請求)

**第9条** 申請者は、補助金に係わる薪ストーブ等の設置が完了した後、速やかに完了届並びに補助金交付請求書（別記様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 設置前後の状況を明らかにする写真

(2) 領収書の写し

(3) 振り込み通帳の写し（1枚目をめくった2枚目、カタカナ表記されているところ）

(4) その他町長が必要と認める書類

(検査)

**第10条** 町長は、必要があると認められるときは、その実情を検査することができる。

(補助金の交付)

**第11条** 町長は、第9条に規定する書類の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金の取消及び返還)

**第12条** 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消し、又は、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付申請及び完了届において、虚偽の事実が認められた場合

(2) この要綱に違反したとき。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

**附 則** (平成29年10月27日告示第92号)

この告示は、平成29年10月27日から施行する。

**附 則** (令和7年4月23日告示第65号)

この告示は、令和7年5月1日から施行する。